

障害のある人もない人も共に生きる 熊本づくり条例に係る

解説書

熊本県健康福祉部

障がい者支援課

目 次

	ページ
■前文	1
■第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	6
第4条 県の責務	7
第5条 市町村との連携	7
第6条 県民の役割	8
第7条 財政上の措置	8
■第2章 障害者の権利擁護	9
□第1節 障害を理由とする差別の禁止	9
第8条 不利益取扱いの禁止	9
(第1号・第2号) 福祉サービスの分野における不利益取扱い	11
(第3号) 医療の分野における不利益取扱い	13
(第4号) 商品販売・サービス提供の分野における不利益取扱い	16
(第5号・第6号) 労働者の雇用の分野における不利益取扱い	18
(第7号) 教育の分野における不利益取扱い	20
(第8号) 建物等・公共交通機関の利用の分野における不利益取扱い	22
(第9号) 不動産の取引の分野における不利益取扱い	24
(第10号・第11号) 情報の提供等の分野における不利益取扱い	25
第9条 社会的障壁の除去のための合理的な配慮	27
□第2節 虐待の禁止	31
第10条 虐待の禁止	31
□第3節 障害を理由とする差別等に関する相談	32
第11条 特定相談	32
第12条 地域相談員	34
第13条 広域専門相談員	34
第14条 指導及び助言	34
第15条 連携及び協力	34
□第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み	39
第16条 助言又はあっせんの求め	39
第17条 助言又はあっせん	39
第18条 勧告	42

第19条 事実の公表	42
第20条 意見陳述の機会の付与	42
■第3章 県民の理解の促進	44
第21条 県民の理解の促進	44
■第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会	45
第22条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会	45
■第5章 雜則	47
第23条 規則への委任	47
第24条 罰則	47
■附則	48
(第1項) 施行期日	49
(第2項) この条例の施行のために必要な準備	49
(第3項) 検討	49

※ 「障害」の表記の取扱いについて

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがなで表記しています。
- 条例の条文、条文を引用した部分、国の法令やこれらにより定義されている固有名称等の表記は、「障害」と漢字で表記しています。

■ 前文

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちは、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

【趣旨】

本前文は、県民へのメッセージとして、全ての県民が障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的として制定する本条例の趣旨を明らかにしたものである。

障がい者が差別を受けたり、暮らしにくさを感じている現状に触れ、その背景には安心した生活を妨げる様々な社会的障壁の存在があること、また、そのような現状を改善するためには、障がいを理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組が必要であること、さらには、県民一人一人が共生社会を着実に築き、次世代に引き継いでいくことを目指す決意を述べている。

【解説】

- 「共生社会」とは、障がい者も障がい者でない者も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる社会のことをいう。

【参考】

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の特色

- ① 障がい者に対する不利益取扱いを8分野にわたって具体的に列挙し禁止するとともに、規定の中で県民に不利益取扱いとは何かの「ものさし」を示したこと
- ② 社会的障壁の除去のための「合理的な配慮」を求める概念を規定したこと
- ③ 不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する「相談体制」、不利益取扱いに関する「個別事案解決の仕組み」を設けたこと
- ④ 障がい者に対する県民の理解を深めるための意識啓発等の推進を規定したこと

■ 第1章 総則（第1条—第7条）

（目的）

第1条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策（以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」（平成23年熊本県条例第32号。以下「条例」という。）の制定目的を明らかにしたものであり、条例の解釈運用の基本となるものである。

この条例では、障がい者に対する県民の理解を深め、障がい者の権利を擁護するための施策に関する基本理念、県の責務、県民の役割を明らかにするとともに、障がい者の権利擁護等のための施策の基本となる事項などを定めている。

この条例を施行することによって、障がい者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、全ての県民が障がいの有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的としている。

【解説】

- 「障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策」とは、障がいに対する誤解や偏見をなくすための啓発活動や、障がいを理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組のことをいう。
 - 「障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項」とは、
 - (1) 不利益取扱いの禁止等（第2章第1節）
 - ① 不利益取扱いの禁止
 - ② 社会的障壁の除去のための合理的な配慮
 - ③ 虐待の禁止
 - (2) 不利益取扱い等に関する相談（第2章第2節）
 - (3) 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第2章第3節）
 - (4) 県民の理解の促進（第3章）
- のことである。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病による障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いられている「障害者」及び「社会的障壁」の定義を明らかにしたものである。

第1項関係

本項では、「障害者」の定義を示している。

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病による障害その他の心身の機能の障害」と「社会的障壁」によって継続的に日常生活や社会生活で相当な制限を受けている状態にある者を「障害者」と定義し、谷間なく対象としている。

第2項関係

本項では、第1項の「障害者」の定義の中で使われている「社会的障壁」の定義を示している。

「社会的障壁」とは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となるものであり、物理的な障壁だけではなく、制度や慣行、観念についても含まれることを明示した。

【解説】

第1項関係

- 「心身の機能の障害」には、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病による障害に限らず、高次脳機能障がい、難病や慢性疾患による心身の機能の障がいなどが広く含まれる。
- 「継続的に」には、断続的なものや、周期的なものも含み、幅広くとらえるものであるが、障がいがあっても、一時的なものは除く。例えば、足のねんざや骨折などで一時的に不自由しているといった場合まで対象とするものではない。

- いわゆる障害者手帳制度等の個別制度の「障害者」の範囲については、それぞれの目的に応じて定められており、この条例における「障害者」の範囲は障害者手帳の交付者に限定されるものではない。また、「障害者」の定義に年齢は関係なく、児童や高齢者であっても「障害者」に含まれる。

第2項関係

- 「事物」とは、例えば、建築物や公共交通機関の段差などが挙げられる。
- 「制度」とは、例えば、障がいを理由とした資格制限などが挙げられる。
- 「慣行」とは、例えば、会議運営時における点字資料や手話通訳の欠如などが挙げられる。
- 「観念」とは、例えば、障がい者を保護されるべきものとみる意識上の障壁などが挙げられる。

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条に規定した「障害者の権利擁護等のための施策」を進めていくうえでの基本的な考え方を示したものである。

障がい者の権利を擁護するための施策を進めるうえでは、

- ① 全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が尊重され、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること
- ② 何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと

を前提としつつ、県民一人一人が各々の役割を果たすとともに、お互いに協力することを旨として行われなければならないことを示している。

【解説】

○ 「自らの意思によって社会経済活動に参加し」とは、障がい者が本人の意向にそって商品・サービスの購入、労働、交通機関の利用など、日常生活、社会生活における様々な活動を行うことをいう。

なお、例えば、意思表示が困難な者であっても、成年後見人、保佐人、補助人といった支援制度の活用や、家族などの関係者の支援により、可能な限り本人の意向を確認する必要がある。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

【趣旨】

本条は、県の責務として、障がい者の権利擁護等のための施策を総合的に推進しなければならないことを定めた規定である。

【解説】

○ 「総合的に」策定するとは、福祉の側面ばかりではなく、日常生活や社会生活に係る様々な側面から多角的に策定することをいう。

障がい者の権利擁護等のための施策は、福祉、医療、商工、労働、教育、土木など多くの分野に関係することから、県は、様々な側面から多角的な視点で総合的な計画（熊本県障害者計画など）を策定し、その実施に当たっては、計画に基づいて各部局が相互に連携し、県全体で実施していく必要がある。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、障がい者の権利擁護等のための施策を推進していくうえでの県と市町村との連携について定めた規定である。

障がい者に対する理解を広げ、権利擁護の取組を進める際、住民に最も身近な自治体であり、障害福祉サービスの大部分について実施責任を負う市町村の役割は、極めて重要である。

市町村は、県と対等・協力関係にある自治体であり、県条例で「市町村の役割」を直接規定しない取扱いとなっている。したがって、第5条においては、市町村が、障がい者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、県は、市町村に対して情報の提供や技術的な助言等を行うこととしている。

(県民の役割)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、障がい者の権利擁護等のための施策を推進していくうえでの県民の役割について定めた規定である。

障がい者の権利擁護のためには、第3条に規定する基本理念に基づいて、県民の役割として

- ① 全ての県民が、障がい者を正しく理解し、障がい者に対する誤解や偏見、無関心を無くすこと
- ② 県民一人一人が、この条例の趣旨を理解し、県や市町村が行う施策へ協力すること

に努めることを定めたものである。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県において障がい者の権利擁護等のための施策を進めていくうえで必要となる財政上の措置について定めた規定である。

■ 第2章 障害者の権利擁護（第8条－第20条）

□ 第1節 障害を理由とする差別の禁止（第8条・第9条）

（不利益取扱いの禁止）

第8条 何人も、次に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をしてはならない。

【趣旨】

第1節（第8条・第9条）は、障がいを理由とする差別の禁止について定めたものである。

本条は、不利益取扱いの内容について規定したものである。

障害者基本法第4条第1項は、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と定めており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）第7条第1項及び第8条第1項は、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と定めているが、どのような行為が禁止されるかについては具体的に規定されていない。

障がい者が享有する基本的な権利が侵害されることのないよう、日常生活、社会生活の場面に応じて、障がい者に対して重大な権利侵害となるような不利益な取扱いの内容を明らかにし、県民の共通理解を深め、そのような行為が起こらないようになることが大切である。

このため、本条では、障がい者が社会生活の中で差別や暮らしにくさを感じている事例を8つの分野に分類し、障がい者に対して行う不利益取扱いとは何かを各号において列挙し、県民が不利益取扱いを行わないように規定している。

<不利益取扱いの8分野>

- 福祉サービス（第1号・第2号）
- 医療（第3号）
- 商品販売・サービス提供（第4号）
- 労働者の雇用（第5号・第6号）
- 教育（第7号）
- 建物等・公共交通機関の利用（第8号）
- 不動産の取引（第9号）
- 情報の提供等（第10号・第11号）

【解説】

- この条例では、不利益取扱いが禁止される対象を障がい者としているが、このことは、障がい者の家族や関係者に対する不利益取扱いが許されることを意味するものではない。
- 第8条各号（第7号を除く）では、「合理的な理由がある場合」は不利益取扱いには当たらないと規定している。サービス提供者等が、合理的な理由がある状況について説明する必要があるが、合理的な理由があるかどうかは、障がいの程度や不利益取扱いをしたとされる状況などにより、個別に判断されることとなる。

(福祉サービスの分野における不利益取扱い)

- (1) 障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

【趣旨】

第1号及び第2号は、福祉サービスの分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

第1号関係

本号では、障がい者が適切に福祉サービスを受けることができるよう、合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付すことなどを不利益取扱いとして禁止したものである。

障がい者にとって、福祉サービスは生活に密着した欠かすことのできないものであり、適切な福祉サービスを受ける機会が保障される必要がある。

このため、福祉サービスの分野における不利益取扱いの禁止規定を設けている。

第2号関係

本号では、障がい者が自分の選択により施設や共同生活援助を行う住居を選択することができるよう、合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、特定の施設等への入居を強制することを不利益取扱いとして禁止したものである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、地域生活中必要な障害福祉サービス、相談支援の充実などにより、障がい者が地域で安心して暮らせる自立と共生の社会の実現が求められている。

どこに住み、生活するかは自己決定が尊重されるべき重要な事柄であることから、障がいを理由とした特定の施設等での生活を強制することを不利益取扱いとして禁止規定を設けたものである。

【解説】

第1号関係

- 不利益取扱いには当たらないとされる合理的な理由として、「障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合」とは、例えば、障がい者が福祉サービスを受けている際に体調を崩した場合に、適切な措置をとるために当該サービスを終了する場合などが挙げられる。
- 「その他の合理的な理由がある場合」とは、例えば、事業所の利用定員の制約から利用申込みに応じられない場合などが挙げられる。
なお、障害福祉サービスについては、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」において、「正当な理由がなく」、サービス提供を拒んではならないと規定されている。
「正当な理由」とは、当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合や、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合、入院治療が必要な場合などである。
- 「制限する」とは、障がい者に福祉サービスを提供する場合において、障がい者でない者と比較して提供する内容や時間等を限定することをいう。
- 「条件を付す」とは、障がい者に福祉サービスを提供する場合において、障がい者にだけ一定の条件を付けることをいう。
- 「その他不利益な取扱いをする」とは、障がい者に福祉サービスを提供する場合において、拒否、制限、条件を付す以外で、障がい者に不利益な結果をもたらす行為をいう。例えば、サービスを提供する場合において、不当に高い料金を取ったり、サービスの供給が少ないとなどが挙げられる。

第2号関係

- 「相談支援」とは、障がい者の抱えるニーズや課題にきめ細かく対応するため、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、様々な地域の資源や、障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくことをいう。
- 「障害者の意に反して」とは、障がい者本人の自己決定を尊重しないことをいう。重度の障がいがあり、障がい者本人が意思表示を行うことが困難な場合であっても、可能な限り本人の意思を確認するよう努め、本人のニーズ、家族の状況、地域の支援体制等を踏まえ、障がい者本人にとって最善の選択となることを基本的な考え方として判断をすることとなる。

(医療の分野における不利益取扱い)

(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

【趣旨】

本号は、医療の分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

ア関係

「ア」では、合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として医療の提供を拒んだり、制限したり、条件を付すことなどを不利益取扱いとして禁止したものである。

障がい者は、障がい者でない者に比べると、生活の質を高めるための医学的リハビリテーションの充実や、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療など、日常生活を送るうえでの医療との関わりはとても大きい。

このため、障がい者が、医療の提供を拒否されたり、入院に際して介助者を求められたり、障がい者に対して治療に関する説明がなされないといったことが起こらないよう規定したものである。

イ関係

「イ」では、法令に特別の定めがある場合を除き、障がいを理由として、本人が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離することを不利益取扱いとして禁止したものである。

医療の提供に関しては、障がいの有無にかかわらず、本人の同意に基づいて行われることが求められており、本人の同意に基づかない治療を行うことについては、人権への配慮から適正な手続を確保し、それに沿った医療行為を実施することが求められる。これらの考え方を踏まえ、障がいを理由として本人が希望しない長期間の入院の強制を禁止する規定を設けたものである。

【解説】

ア関係

- 「医療」とは、病院、診療所又は居宅等において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者から提供を受ける治療等のことで、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至る包括的なものをいう。
- 「障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合」とは、例えば、歯の治療において、本人がパニックを起こしてしまい、治療を継続すると口腔内を傷つけてしまう場合などでは、本人の身体の保護のため医療の提供を中止しても、合理的な理由があるとし、不利益取扱いとは解さない。
- 「その他の合理的な理由」に関して、医師及び歯科医師には、医師法及び歯科医師法により、「正当な事由」がなければ診療を拒んではならないとされている。これら法に定める「正当な事由」がある場合は、「合理的な理由」があるとし、診療を拒んでも不利益取扱いには該当しない。

イ関係

- 「法令に特別の定めがある場合」とは、
 - ①精神保健福祉法第29条の規定による「措置入院」
 - ②同法第29条の2の規定による「緊急措置入院」
 - ③同法第33条の規定による「医療保護入院」
 - ④同法第33条の7の規定による「応急入院」
 - ⑤医療観察法第43条の規定による「入院医療」に該当する場合をいう。
- 「隔離」とは、内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいう。

【参考】

- 医療法・医師法解（厚生省健康政策局編 P430 1994年）

「正当な事由」がある場合とは、医師の病気により診療が不可能な場合、休日・夜間診療所などによる急患診療が確保されている地域で休日、夜間など通常の診療時間以外の時間に来院した患者（症状が重篤である等直ちに必要な応急の措置を施さねば生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある患者を除く。）に対して休日・夜間診療等で診療を受けるよう指示する場合等社会通念上妥当と認められる場合に限られる。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 法律第 123 号）

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2～4 略

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第二十七条、第二十八条及び前条の規定による手続を探ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第一項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を探る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

(医療保護入院)

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

(以下略)

(応急入院)

第三十三条の七 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神科病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、その者が、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくても、七十二時間を限り、その者を入院させることができる。

(以下略)

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）

(入院等の決定)

第四十二条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

(以下略)

(入院等)

第四十三条 前条第一項第一号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。（以下略）

(商品販売・サービス提供の分野における不利益取扱い)

(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

【趣旨】

本号は、商品販売・サービス提供の分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

商品の販売又はサービスを提供しようとする者が、どのような相手方とどのような内容や方式で契約するかについては、原則として自由にこれを決定し、契約を締結することができるという「契約自由の原則」がある。

しかしながら、障がい者が自立した地域生活を送るためには、障がい者でない者と同様に、商品を購入したり、サービスを受けることができることが必要である。

ここでは、障がい者が障がい者でない者と同じように商品販売やサービスが受けられるよう、合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として商品の販売又はサービスの提供を拒んだり、制限したり、条件を付したりすることなどを不利益取扱いとして禁止したものである。

【解説】

- ここでいう「サービス」には、有償無償を問わず、あらゆる商業サービス又は公共サービスを含む。ただし、第1号の「福祉サービス」、第2号の「障害福祉サービス」、第3号の「医療（サービス）」、第8号の「施設若しくは公共交通機関（の利用）」などのように、他の号で不利益取扱いを規定しているサービスについては、各号を適用する。
- 「その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合」とは、例えば、映画館、劇場、コンサートホールなどで、障がい特性のために大声を上げてしまうなどの場合は、当該サービスの提供に不可欠な静寂さを壊してしまい、他の観客に対して本来のサービス提供が困難になることから、サービスの質が著しく損なわれる場合に該当するとして、サービスの提供を拒否しても、不利益取扱いには当たらないと解される。
- 「サービスの質が著しく損なわれると認められる場合」に該当するためには、具体的な検討を踏まえて、他の利用者の受忍限度を超え、明らかにサービスの本

質を著しく損なうような状況にあるか、真にやむをえないと言えるかを総合的、客観的に判断することが必要である。

- 合理的な理由があると判断される場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましい。
- 「商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、」とは、例えば、車いすを利用する者に対して、レストランへの入店を断ることや、スポーツセンターやカルチャーセンターで、危険だからという理由で一律に入会を拒否することなどが挙げられる。
- 「制限し、又はこれらに条件を付し」とは、例えば、旅行ツアーの参加の際に付き添いを求める場合などが挙げられる。

(労働者の雇用の分野における不利益取扱い)

- (5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

【趣旨】

第5号及び第6号は、労働者の雇用の分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

雇用主がどのような者をどのような条件で雇用するかについては、原則として自由にこれを決定することができるという「採用自由の原則」がある。

しかしながら、障がい者が、自立した地域生活を送ることができるようするためには、障がい者でない者と同様に、雇用の機会が保障される必要がある。

雇用分野における障がい者差別については、障害者差別解消法とは別に、障害者の雇用の促進等に関する法律が一部改正され、平成28年4月から施行されている。

同法では、不当な差別的取扱いの禁止のほか合理的配慮の提供についても法的義務とされ、障害者差別解消法で民間事業者の合理的配慮の提供が努力義務とされていることよりも厳しい内容となっている。

【解説】

第5号関係

- 条例では、募集・採用条件、求人情報の提供、採用選考、決定等の段階で、合理的な理由がある場合を除き、障がい者と障がい者でない者とで異なる取扱をしないことを求めている。
また、この条例は、障がい者を採用することを義務付けるものではないが、「採用自由の原則」に関して、障がい者に対して一定の配慮を求めているものである。
- 業務を適正に遂行することができるか否かの判断は、障がいの特性に応じた必

要な配慮をしたうえで判断すべきである。例えば、視覚障がいのある人に関しては、単に活字印刷の文書に対応できない、作業ができないと決めつけるのではなく、パソコンの読み取りソフトなどを活用して事務処理ができないかなど、障がいの特性に配慮した必要な措置を講じたうえで判断すべきものである。

- 「従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合」とは、例えば、運転が必要な業務において運転ができない場合や、接客の機会が多い業務において接客が十分にできない場合などが挙げられる。
- 「募集若しくは採用を行わず」とは、例えば、聴覚障がいや精神障がいがあることを理由に、採用のための面接に応じないことなどが挙げられる。
- 「制限し」とは、例えば、障がい者も障がい者でない者も等しく従事することが可能な業務であるにもかかわらず、雇用主が一定の人数の労働者を募集又は採用する際に、そのうち障がい者については人数（枠）を限定して募集（採用）を行うことなどが挙げられる。

第6号関係

- 雇用している労働者が、障がいにより従前の業務に従事することが困難となつた場合には、「業務を適切に遂行することができないと認められる場合」に該当し、雇用主が配置転換したり、降格すること、更に、配置転換や降格などによつても業務を適切に遂行することができないと認められる場合に解雇することは、不利益取扱いには当たらない。但し、その前提として、適正な労務管理を行い、雇用の継続に配慮することが求められる。
- 業務を適正に遂行することができるか否かの判断は、障がいの特性に応じた必要な配慮をしたうえで判断すべきである。
- 「その他の労働条件」とは、例えば、休日や休暇、雇用期間、交替制勤務の場合のローテーションなどが挙げられる。
- 「配置」に関する不利益取扱いとしては、一定の業務への配置に当たって、合理的な理由なく、障がい者だけその対象から除外することや、障がい者にだけ資格の取得や研修の実績を求めることが挙げられる。
- 「解雇すること」とは、例えば、精神疾患を発症したことだけを理由に、退職を強要することなどが挙げられる。

(教育の分野における不利益取扱い)

- (7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為
- ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
- イ 障害者又はその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。第16条第2項において同じ。）への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校（同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を指定すること。

【趣旨】

本号は、教育の分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

ア関係

「ア」では、障害者基本法第16条、教育基本法第4条の規定を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等において、本人の年齢、能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導及び支援を講じないことを不利益取扱いとして禁止している。

イ関係

「イ」では、就学先の決定に当たっては、本人又は保護者に対して十分な説明や情報提供が行われ、総合的に判断される必要があることから、本人又は保護者への意見聴取及び必要な説明を行わずに、就学先を決定することを不利益取扱いとして禁止している。

就学先決定時の保護者からの意見聴取については、学校教育法施行令において義務付けられている（同令第18条の2）が、保護者に対してのみであるため、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、本人に対する意見聴取等の規定を設けている。

なお、平成23年8月に改正された障害者基本法第16条においても「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」と規定されている。

【解説】

ア関係

- 「必要な指導又は支援を講じない」とは、個別の教育支援計画等に基づいた

指導や支援を行わないことをいう。

イ関係

○ 障がいのある子どもの就学先については、制度上、その障がいの程度が特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する場合は、市町村教育委員会において保護者及び教育学、医学、心理学その他の障がいのある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、特別支援学校への就学を決定し、障がいの程度が就学基準に該当していない場合には、小・中学校又は義務教育学校への就学を決定することとされている。

また、障害の程度が就学基準に該当する場合であっても、小・中学校又は義務教育学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると市町村教育委員会が認める場合は、小・中学校又は義務教育学校への就学を決定する（認定就学制度）こととされている。

(建物等・公共交通機関の利用の分野における不利益取扱い)

- (8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

【趣旨】

本号は、建物等・公共交通機関の利用の分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

障がい者が自立した地域生活を送るためには、建物や道路などの物理的な障壁が解消されるとともに、障がい者でない者と同様に自由に施設や公共交通機関を利用できることが重要である。

ここでは、障がい者が施設その他の施設や公共交通機関の利用に関して、障がいを理由として、合理的な理由がある場合を除き、利用を拒んだり、制限したりすることなどを不利益取扱いとして禁止している。

【解説】

- 本号における「施設」の「利用」とは、当該施設への出入りや施設内の移動など、施設そのものの利用を指す。
なお、例えば、劇場内でのコンサートなど、施設内で提供されるサービスに関する不利益取扱いについては、第4号の「サービス」の規定の適用対象となる。
- 「不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）施行令第5条に規定する病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテルその他不特定かつ多数の者が利用する建築物（特別特定建築物）などをいう。
なお、この条例で対象となる建物等について規模の要件はない。
- 「公共交通機関」とは、鉄道、路面電車、バス、タクシー、船舶、航空機などをいう。
- 「構造上やむを得ないと認められる場合」とは、例えば、施設や公共交通機関の物理的な構造上、車いすで中に入ろうとした場合に、施設等を損傷させてしま

う場合や、施設等の老朽化のため障がい者の安全を確保できない場合などが挙げられる。

- 「障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合」とは、例えば、気圧の変化や酸素濃度の低下により身体に悪影響を及ぼす機能障がいのある者について、飛行機の搭乗を拒否する場合などが挙げられる。
- 「建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み」とは、例えば、車いすを利用する者や視覚障がい者に対して、施設や公共交通機関の利用を拒むことなどが挙げられる。

(不動産の取引の分野における不利益取扱い)

- (9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

【趣旨】

本号は、不動産の取引の分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

住居は、障がい者が安心して地域生活を送るための生活の基盤であり、障がい者が障がい者でない者と同じように自由に不動産の取引ができるということが、障がい者の地域生活には必要不可欠である。

本号では、障がい者が地域で安心して暮らすため、不動産の売却や賃貸などの取引をするに当たり、合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、不動産の売却や賃貸、賃借権の譲渡、賃借物の転貸を拒んだり、制限したり、これらに条件を付したりすることなどを不利益取扱いとして禁止したものである。

【解説】

- 「建物の構造上やむを得ないと認められる場合」とは、例えば、建物の物理的な構造上、車いすでは中に入れない場合などが挙げられる。
- 「障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み」とは、例えば、障がいがあることを理由に、マンションの購入やアパートの賃貸を拒むことなどが挙げられる。

(情報の提供等の分野における不利益取扱い)

- (10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

【趣旨】

第10号及び第11号は、情報の提供等の分野における不利益取扱いについて定めた規定である。

意思疎通は日常生活の基本であり、意思疎通のためには、生活のあらゆる場面で障がい者に対して情報が適切に提供されること、あるいは障がい者から情報を適切に受けることが重要となる。特に、災害などの非常時において情報が届けられない場合、生命に危険が及ぶ可能性もある。

このため、障がい者に対して情報の提供をするときに、あるいは、障がい者が意思表示をするときに、合理的な理由がある場合を除き、情報の提供や、意思表示を受けることを拒んだり、制限したり、条件を付したりすることなどを不利益取扱いとして禁止したものである。

【解説】

第10号関係

- 「他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合」とは、障がい者が求める情報の内容が、個人のプライバシーを侵害するような個人情報に該当する場合などが該当する。
- 「情報の提供を拒み」とは、例えば、聴覚障がい者が意思疎通のために必要な筆談での情報の提供を申し出たときに、それを拒むことなどが挙げられる。
- 「制限し、又はこれに条件を付し」とは、例えば、障がい者から情報の提供を求められた場合において、障がい者に対して、特定の媒体（手段）でしか情報を提供せず代替手段による情報提供を拒むことや、手話通訳等の付き添いを求めることが挙げられる。

第11号関係

- 「障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合」について、例えば、聴覚障がい者が手話によるコミュニケーションを求めた場合に、手話を理解できない者が筆談などその他の方法を求めて、不利益取扱いには当たらない。
- 「条件を付し」とは、例えば、障がい者が意思を表示する場合において、障がい者に対して、手話通訳等の付き添いを求めることが挙げられる。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮（第11条第1項において「合理的配慮」という。）がされなければならない。

【趣旨】

本条は、社会的障壁の除去のための合理的な配慮について定めた規定である。

障がい者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障がい者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、障がい者を取り巻くこれらの社会的障壁を取り除く取組が求められている。

ここでは、障がい者が障がい者でない者と同様に日常生活や社会生活を送ることができるよう、社会的障壁の除去について、負担が過重とならない範囲で必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨の規定を設けたものである。

【解説】

- 「必要かつ合理的な配慮」とは、障がい者が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために社会の側が行う必要な改善や変更のことをいう。
- 合理的な配慮について、実際にどのような内容がどの程度求められるかは、障がい者の障がいの程度やニーズ、相手方の負担能力や経営状況などによって異なるため、一律の具体的基準は設けていない。
- 実際の運用においては、直ちに実施できないことも想定される。このことから「負担が過重」かどうかについて、
 - ① 当該措置の実現可能性
 - ② 当該措置を講ずる場合に必要とされる費用及び当該費用を支出することによる事業等への影響
 - ③ 事業者等の資産の規模
 - ④ 当該措置を講ずるに当たって、事業者等が利用できる財政的又はその他 の支援などについて、十分検討することが重要である。

【各分野における合理的配慮の具体例】

「合理的配慮」について、実際にどのような内容がどの程度求められるかは、障がい者の障がいの程度やニーズ、相手方の負担能力や経営状況などによって異なる。相手側の過度な負担とならない範囲で、それぞれのケースに応じて判断されることになる。

ここでは、一般的に「合理的配慮」の例として想定される主な具体例について、例示として挙げている。

① 福祉サービス

福祉サービスの分野における「合理的配慮」としては、福祉サービスの情報提供・利用手続、施設や設備、人的配置などについての配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

- ・ 障がい者が福祉サービス内容などを理解しやすいように筆談を交えて説明したり、手話、図解などによるやさしくわかりやすい説明を行うこと。
- ・ 施設内の段差を解消すること、スロープを設置すること、トイレをバリアフリー化することやオストメイト（人工肛門・人工膀胱を装着している者）対応のトイレ等を設置すること。
- ・ 入口で靴を履きやすくするために椅子や柄の長い靴べらを設置したり、車いすで利用しやすい高さにカウンターを改善すること。

② 医療

医療の分野における「合理的配慮」としては、患者への情報伝達、診察、施設や設備などについての配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

- ・ 病院で順番を知らせるために電光掲示板を設置したり、視覚障がい者に直接声をかけて知らせること。
- ・ 医師が患者に対して、筆談で対応したり、窓口に筆談用具を用意すること。
- ・ 障がいのため待てない、落ち着かないなどの特性に配慮し対応すること。
- ・ 病室を車いすで利用しやすい広さにしたり、出入り口に段差解消のスロープを設置すること、あるいは職員が必要な介助を行うこと。

③ 商品販売・サービス提供

商品販売・サービス提供の分野における「合理的配慮」としては、サービスの

受け手への情報伝達、商品を買うときやサービス利用などについての配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

- ・ 車いすを利用する者のためにショーケースを低くしたり、店のカウンターの高さを車いすに合わせたりすること。
- ・ 車いすを利用する者や視覚障がい者のため、店の通路に物を置かないこと。
- ・ 店内の案内表示にふりがなを付けたり、商品のカタログに挿絵や写真をいれてわかりやすくすること、窓口等で音声ガイド・文字ガイドを併用すること。
- ・ 買い物リストを持ってきた障がい者のため、店員が商品を揃えてあげること。

④ 労働者の雇用

労働者の雇用の分野における「合理的配慮」としては、職場の施設や設備、情報伝達、就業環境、職場での相談などについての配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

- ・ 車いすを利用する者のため、車いすでも動きやすい机を用意すること、車いすでも動きやすい通路を確保するなど、障がい特性に応じた職場環境づくりをすること。
- ・ 車いすを利用する者を1階の業務に配置すること。
- ・ 仕事内容を時間をかけて説明・指導することや、ゆっくりとわかりやすい説明をすること。
- ・ 精神障がい者のために、仕事のローテーションを組み替えたり、知的障がい者のために工程を単純化したりするなど職務内容を工夫すること。
- ・ 職場において相談できる場所を設けること。
- ・ ハローワークや障害者職業センターなどの機関の障害者職業カウンセラーやジョブコーチ等による助言や支援を受けること。

⑤ 教育

教育の分野における「合理的配慮」としては、施設や設備、教材、情報伝達方法などについての配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

- ・ 段差の解消、スロープの設置、車いす用・オストメイト対応のトイレの設置をすること。
- ・ 障がい特性に応じた教材（点字や音声、拡大文字の資料など）を用意すること。
- ・ 試験時間を延長するなど、障がい特性に応じた試験方法を行うこと。

⑥ 建物等・公共交通機関

建物等・公共交通機関の分野における「合理的配慮」としては、バリアフリーなどの配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

(建物等の例)

- 専用駐車場を確保すること。
- 内装や照明を、弱視者などにも見やすくすること。
- 移動経路で高低差のある場所のスロープや手すり等の整備や障がい者も円滑に利用できるトイレ（車いす用・オストメイト対応のトイレ）の整備をすること。
- 建物内の案内表示を点字、拡大文字、音声等により行うこと。

(公共交通機関の例)

- ノンステップバスや低床電車の運行を増やすこと。
- 点字ブロックを設置すること。
- 緊急時や事故が起きたときのアナウンスを音声だけでなく、電光表示板などで表示すること。

⑦ 不動産の取引

不動産の取引の分野における「合理的配慮」としては、契約締結段階での情報伝達方法や不利益除去に必要な限度での不動産改造などについての配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

- 契約において、障がい特性に配慮したコミュニケーション方法をとること。
- 契約において、信頼できる第三者が立会うことを承諾すること。

⑧ 情報の提供等

情報の提供等の分野における「合理的配慮」としては、会議や講演会などの情報伝達方法、行政との情報伝達方法などでの配慮や工夫が考えられるが、その具体的な例は、以下のとおりである。

- 会議で手話通訳や要約筆記者の同席を認めること。
- 行政への連絡や申請などを電子メールやホームページ、ファックスができるようすること。
- 講演等の資料を点訳したり、資料に写真やふりがなを入れたりすること。
- 災害の緊急情報をサイレンや音声以外にメールサービスによる情報取得の促進や自主防災組織等を通じた伝達を行うこと。

□ 第2節 虐待の禁止（第10条）

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為（次条第1項において「虐待」という。）をしてはならない。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

【趣旨】

本条は、障がい者に対する虐待の禁止について定めた規定である。

虐待防止に関する法律として、これまでの児童を対象とする「児童虐待防止法」や高齢者を対象とする「高齢者虐待防止法」に加え、平成23年6月には、障がい者を対象とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（略称：障害者虐待防止法）が成立した。

障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」の3つの場面で定めているが、この条例では、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、⑤経済的虐待の5つの類型の虐待を、あらゆる場面において禁止している。

□ 第3節 障害を理由とする差別等に関する相談（第11条～第15条）

（特定相談）

第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談（次項及び第14条第1項において「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

【趣旨】

第2節（本条～第15条）は、不利益取扱い等に関する相談について規定している。

障がい者に対して不利益取扱い等の行為がなされた場合、この条例では、罰則で対処するのではなく、まずは、話し合いを基本として解決を図ることを目指しており、その話し合いによる解決の仕組みとして、本節において関係規定を定めている。

本条では、第1節で規定している不利益取扱い、合理的配慮、虐待に関して、県民誰もが、県に対して相談を行うことができることを定めるとともに、相談があつた場合に県が行う業務について定めている。

【解説】

第1項関係

- 本項において、①不利益取扱い、②合理的配慮、③虐待 に関する相談のことを「特定相談」としている。

第2項関係

第1号～第3号共通

- 「関係者」とは、不利益取扱いについては、不利益取扱いをしたとされる人、不利益取扱いをされたと思う障がい者及びその保護者などのことという。合理的配慮については、合理的配慮を求められる人、合理的配慮を求める障がい者及びその保護者などをいう。虐待については、虐待をしたとされる人、虐待をされたと思う障がい者及びその保護者などをいう。

なお、第2号の「関係者」には、当該相談に関して連携して対応する相談機関等を含む。

第1号関係

- 「特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行う」とは、次のような業務を指す。
 - ① 公正・中立な立場から、相談事案の解決に必要な事実確認を行いながら、条例の趣旨や関係する法制度等の説明、相談事案解決のための助言を行う。
 - ② 相談事案の内容に応じて関係行政機関や適切な相談先に関する情報提供を行う。
 - ③ 不利益取扱いに関して、相談制度での解決が困難な事例については、第16条に規定する「知事に対する助言又はあつせん」の求めに関する手続について情報提供を行う。
 - ④ 相談事案の調査、分析、研究等を行う。

第2号関係

- 事案によっては両当事者の意見を十分聴いたうえで、問題解決のための調整を行ったり、関係する相談機関等が連携して対応にあたる必要がある場合には、関係者間の連絡調整などを行う。

第3号関係

- 特定相談の内容によっては、各法に基づく関係機関への通告、通報等を行うことを定めたものである。

(地域相談員)

第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第2項に規定する身体障害者相談員
 - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第2項に規定する知的障害者相談員
 - (3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者
- 2 知事は、前項第3号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第22条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定による委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(広域専門相談員)

第13条 知事は、第11条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

- 2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第14条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

- 2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第15条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第12条から第15条までは、相談業務を行う地域相談員、広域専門相談員に関する規定である。

【解説】

第12条関係

第1項関係

- 第11条で定める特定相談を行うにあたっては、相談業務にあたる者が、障がい者に関する相談又は人権擁護について一定の知識又は経験を有し、かつ、県民により身近な地域で、障がい者の立場に立って相談に応じることのできる者であることが必要である。

このため、本項では、「地域相談員」として、現に地域の身近な相談窓口として活動している身体障がい者相談員や知的障がい者相談員、さらには、精神障がいなどの障がい者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者の中から適当と認められる者に、特定相談に係る業務の一部又は全部を委託することができるとしている。

なお、身体障がい者相談員は身体障害者福祉法の規定に基づき、また、知的障がい者相談員は知的障害者福祉法の規定に基づき、それぞれ委託している相談員である。

- 地域相談員は、不利益取扱いや合理的配慮に関する相談を受けた際に、処理や対応が困難と思われる場合に、第13条に定める広域専門相談員に案件をつなぐことを想定している。

また、広域専門相談員の指導、助言を受けながら、可能な範囲で、相談者や関係者に対して説明や助言を行うことや、関係者間の調整などを行うこともできるとしている。

第2項関係

- 第1項第3号の地域相談員の委託については、相談員としてどのような者に対して委託すべきか、専門的な意見を聴いて進める必要があることから、あらかじめ「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」の意見を聞くこととしている。

第3項関係

- 地域相談員は、業務を行うに当たっては、一方の当事者の立場に偏ることなく、中立・公平な立場で対応する必要がある。

そのため、地域相談員の業務遂行の原則として、関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行うよう求めている。

第4項関係

- 地域相談員は、障がい者などからの相談に応じることにより相談者のプライバシーに深く関わることとなる。

相談員が相談活動で得られた秘密を守ることは、安心して相談できる体制を確保し、相談者との信頼関係を維持するうえで必要であることから、本項では、地域相談員に対して業務の委託中、あるいは委託終了後における守秘義務を課している。

第13条関係

第1項関係

- 地域相談員が地域の窓口的な役割を担うのに対して、広域専門相談員は、広域的に専門的見地から解決のために活動する役割を担っており、障がい者福祉制度をはじめ、雇用、教育など幅広い知識とともに、関係者との調整能力などが求められることから、障がい者福祉業務に経験のある者や、障がい者福祉に関する資格を有する者の中から委嘱することとしている。

なお、広域専門相談員は、地方公務員法第3条第3項第3号の非常勤特別職の公務員として任用する。

- 広域専門相談員の具体的な職務としては、以下のとおりである。

- ① 障がい者などから直接相談を受けた、あるいは地域相談員から連絡を受けた相談案件について、必要な対応を行う。
- ② 地域相談員に対して、業務を遂行するうえで必要な相談技術、専門知識について指導、助言を行う。
- ③ 相談事例を集積し、今後の相談活動のためのノウハウの研究、開発を行ったり、障がい者に共通の課題抽出を行うことで制度改善に役立てる。

第2項関係

- 広域専門相談員の職務の重要性から、任用予定者の職務への適性や中立性、公平性などを確保するため、委嘱に当たっては、あらかじめ「熊本県障害のある人の相談に関する調整委員会」の意見を聞くこととしている。

第3項関係

- 広域専門相談員は、業務を行うに当たっては、一方の当事者の立場に偏ることなく、公正・中立な立場で対応する必要がある。

そのため、広域専門相談員の業務遂行の原則として、関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行うよう求めている。

第4項関係

- 広域専門相談員は、障がい者などからの相談に応じることにより相談者のプライバシーに深く関わることとなるが、相談員が相談活動で得られた秘密を守ることは、安心して相談できる体制を確保し、相談者との信頼関係を維持するうえで必要である。

このため、本項では、広域専門相談員に対して職務中及びその職を退いた後の守秘義務を課している。

第14条関係

第1項関係

- 地域相談員が日頃の相談活動などにおいて不利益取扱いや合理的配慮に関する相談を受けた場合には、広域専門相談員に当該事案を繋ぐことを基本としており、可能な範囲で広域専門相談員と連携しながら、関係者に対して説明や助言を行うことや、関係者間の調整などを行うこともできるとしている。

このため、本項では、地域相談員が業務を遂行するうえで必要な事項について、必要に応じて、広域専門相談員に対して指導、助言を求めることができるとしている。

第2項関係

- 地域相談員から求められた場合は、広域専門相談員が地域相談員の活動を指導、助言する旨規定している。

本条にいう、指導、助言としては、例えば、①相談技術の向上に関すること、②相談支援に係る専門的知識の習得に関すること、③相談にあたり活用すべき地域の福祉資源等の情報入手に関することなどが挙げられる。

第15条関係

- 県内には、専門的に障がい者の相談を受ける様々な機関等があり、これらの機関等が障害者に対する不利益取扱いや合理的配慮に関する相談を受けた場合には、必要に応じて、この条例による相談員等と連携しながら、事案解決を図ることが求められるため、これらの相談機関等に対して施策実施に協力するよう努めるとしたものである。

- 「専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者」としては、以下のような機関がある。

- ① 国：法務省の人権擁護機関（法務局等）が常設の人権相談所を開設
- ② 県：福祉総合相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、こども総合療育センター、発達障害者支援センター、障がい者人権権利擁護相談事業、障害者就業・生活支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センター、人権センターな

ど

- ③ 市町村：市町村の障がい福祉担当課のほか、市町村から委託を受けた指定相談支援事業者、地域療育センターなど
- ④ その他：県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業や熊本県福祉サービス運営適正化委員会のほか、人権擁護委員、民生委員・児童委員など

【参考】

○ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）

（身体障害者相談員）

第十二条の三 都道府県は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。
- 3 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

○ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）

（知的障害者相談員）

第十五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。
- 3 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

□ 第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み（第16条～第20条）

（助言又はあっせんの求め）

第16条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下この条及び次条において「対象事案」という。）の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

（助言又はあっせん）

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当ないと認めるときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

【趣旨】

第3節（第16条～第20条）は、第2節の相談体制による解決が図られなかつた場合などに対応するため、障がい者に対する不利益取扱いに該当する事案を具体的に解決するための仕組みについて定めたものである。

不利益取扱いに該当する行為があった場合は、障がい者と障がい者でない者との間に新たな軋轢が生じることのないよう、相談員を交えた話し合いによる解決を図ることとしている。しかし、相談員による解決が困難な場合などを想定し、調整委員会による助言・あっせんや、知事による勧告・公表などについて規定し、個別事案解決の仕組みを設けている。

第16条及び第17条では、そのうちの調整委員会による助言・あっせんについて定めている。

【解説】

第16条関係

- 助言又はあっせんの求めは、第8条に規定する「不利益取扱い」のみを対象としている。
- 第9条の「合理的配慮」の欠如に該当する事案については、禁止行為に当たる第8条の「不利益取扱い」とは異なり、一般的に配慮を求める規定であることから、調整委員会による助言又はあっせんの求めの対象にはしていない。
- ここでいう「助言」とは、事案に関する関係者の状況を十分把握したうえで、関係者の方々又は双方に対して、公正、中立な立場から行う助言のことをいう。
- 「あっせん」とは、事案に関する関係者双方が出席し、解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いによる解決を支援するものである。場合によってはあっせん案を提示し、双方の合意があれば解決となる。
- 第2項の「その他の関係者」とは、不利益取扱いをされたとする障がい者本人の家族や親族などをいう。
「障害者の保護者、後見人その他の関係者」も助言又はあっせんを求めることができるとしたのは、障がい者本人が子どもである場合や、意思表示が困難な場合など、障がい者本人による助言又はあっせんの求めが困難な場合を想定したものである。
- 「障害者の意に反する」とは、障がい者本人が助言又はあっせんによる事案の解決を望んでいないことをいう。知事に対して助言又はあっせんの求めがあった時点で、知事が事実関係の確認を行う中で、本人の意向を確認することとなる。

第17条関係

- 「助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき」とは、不利益取扱いであるとされている行為が存在しないもの（制度や政策に対する意見であるもの）、調整委員会が決定した事項に関する再申立てであるものなどをいう。
- 「対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めるとき」とは、不利益取扱いであるとされている行為が①行政庁の処分であるもの、②裁判において係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するもの（法令に基づき他の機関が行うあっせん、調停に関するものを含む。）や、求める助言又はあっせんの内容が①違法な内容である

もの、②明らかに実現不可能な内容であるもの、③被申立人に対する損害賠償の請求に当たるものなどをいう。

- これらに該当する場合は、会長の承認を得たうえで申立てを却下することができる。なお、却下した事案は、直近の調整委員会において報告を行うものとする。
- 「対象事案の関係者」とは、不利益取扱いをされたとする障がい者、その家族や、不利益取扱いをしたとされる人などのことをいう。
- 「関係当事者」とは、不利益取扱いをされたとして助言又はあっせんを求めた障がい者等と、不利益取扱いをしたとされる人のことをいう。

(勧告)

第18条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第3項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第19条 知事は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないとときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第20条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

第18条から第20条までは、知事による勧告・公表に関する規定について定めている。

【解説】

第18条関係

- 第1項の「正当な理由」とは、不利益取扱いをしたと認められる者が、入院治療を受けて重篤な状況にあるなど、あっせん案を受諾し、それに従うことができないやむを得ない理由がある場合などをいう。
- 第1項の「必要な措置」とは、不利益取扱いをやめること又は不利益取扱いと同様の行為を将来行わないことなどの不利益取扱いの解消及び予防に必要な措置のことをいう。

- 第3項の「正当な理由」とは、法令に特段の定めがある場合、医師や弁護士等が法律上の守秘義務がある場合、入院治療を受けて重篤な状況にある場合、台風その他の災害等によりやむを得ず調査に応じることができない場合などをいう。

第19条関係

- この条例では、第三者的な立場の相談員を交えた話し合いや、調整委員会の助言、あっせんに基づく当事者間の自主的な解決を目指しており、公表はあくまでも条例の実効性を確保するための最後の担保措置として位置付けている。したがって、公表については、条例の趣旨や公益性を踏みにじるような悪質な事例であって、社会的影響が大きく、看過することにより今後の条例の運用に重大な支障を来すおそれがある場合に限定して行うこととする。
- 「正当な理由」とは、勧告を受けた者が、入院治療を受けて重篤な状況にあるなど、勧告に従うことができないやむを得ない理由がある場合をいう。

第20条関係

- この条例では、当事者間の自主的な解決を基本としていること、また、公表は勧告に従わない場合の最終的な対応であり、その効果として社会的制裁機能も有することから、公表に当たっては、手続の慎重を期するため、あらかじめ相手方に意見を述べる機会を与えるとしたものである。
- 公表は、条例の実効性を確保するための制度であるが、県民の権利義務に変動を与えるものではないことから、熊本県行政手続条例に定める不利益処分には当たらず、当該条例に基づく聴聞手続を行う必要はない。

【参考】

- 熊本県行政手続条例（平成7年条例第53号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。（略）

■ 第3章 県民の理解の促進（第21条）

第21条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、障がい者に対する県民の理解を深めるため、意識啓発の取組など必要な措置を県が行うことと定めたものである。

障がい者にとって安心して暮らしやすい地域づくりを進めるためには、障がい者への不利益取扱いや合理的配慮に関する相談体制、個別事案解決のための仕組みを整えるだけでなく、障がい者に対する誤解や偏見、無理解をなくすために、県民の理解を促進する取組を進める必要があることから、これらの取組について県が必要な措置を行うことを規定したものである。

【解説】

- 「交流の機会の提供」とは、例えば、特別支援学校と地域の学校等の子どもたちが、共に学び活動する機会をつくることなどが挙げられる。
- 「交流のための拠点の整備」とは、例えば、障がい者や高齢者、子どもなど地域の誰もがいつでも気軽に利用し、交流できる拠点となる「地域の縁がわ」をつくることなどが挙げられる。

■ 第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会（第22条）

第22条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、相談員による解決が困難な事案を専門的に審議し、助言、あっせん等により解決を図るため、知事の附属機関として設置する「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」について定めたものである。

【解説】

- 調整委員会は、
 - ① 不利益取扱いを受けたと認める障がい者から助言、あっせんの求めがあった場合、助言又はあっせんを行うこと（第17条第2項）
また、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由なく助言又はあっせんに従わない場合、知事に対して勧告することを求める（第18条第1項）
 - ② 地域相談員のうち「障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者」の委託に際して、また、広域専門相談員の委嘱に際して、知事に意見を述べること（第12条第2項、第13条第2項）
 - ③ 障がい者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議を行うこと（第22条第1項）
- 調整委員会は、対象事案について専門的見地に立って公平・中立的判断を行つ

ていく必要があることから、障がい者の実情を理解する障がい当事者（家族団体の代表者を含む）、障がい者に対する権利擁護について優れた識見を有する福祉、医療、雇用、教育などの分野からの委員など15人以内で構成するとしている。

- 委員は、個別事案を審議する中で個人のプライバシーに深く関わることとなるが、委員が職務上得られた秘密を守ることは、安心して助言やあっせんを求めることができる体制を確保し、関係者との信頼関係を維持するうえで必要である。このため、この条例では、委員に対して職務中及びその職を退いた後の守秘義務を課している。
- 「障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項」とは、例えば、不利益取扱い及び合理的配慮に関して寄せられた相談事例を分析し、相談によっては解決できない事案について、制度の見直しや施策のあり方などの重要事項について調査審議することなどが該当する。

■ 第5章 雜則（第23条・第24条）

（規則への委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に必要な事項について、条例施行規則で定める旨を規定したものである。

（罰則）

第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、広域専門相談員及び調整委員会の委員が守秘義務に違反した場合の罰則について規定したものである。

【解説】

○ 広域専門相談員及び調整委員会の委員は、特別職の地方公務員であることから、一般職の地方公務員についての守秘義務を定めた地方公務員法第34条第1項の規定は適用されないが、その職責の重さから、守秘義務に違反した場合の罰則の規定を設けたものである。

■ 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4章及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の施行のために必要な準備)

2 第12条第1項の規定による地域相談員への業務の委託の手続その他の行為及び第13条第1項の規定による広域専門相談員の委嘱の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【趣旨】

この条例の施行期日及び施行前の準備行為について定めた規定である。

【解説】

○ この条例の施行期日は、平成24年4月1日としている。

ただし、調整委員会の設置や、地域相談員の委託及び広域専門相談員の委嘱に当たり調整委員会から意見聴取を行うなどの準備行為に関する規定については、平成24年4月1日の全面施行に備えてあらかじめ整えておく必要があるため、条例の施行の日前においても行うことができるとしている。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

条例施行後の状況や社会経済情勢の変化等に対応するため、施行後3年を目途に、必要に応じて見直しを行うことを定めたものである。